

## 平成 27 年度保育所指導検査基準（案）

## 1 保育所が遵守しなければならない基準

子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」の対象となるために、保育所は「認可」と併せて「確認」を受ける必要があり、認可基準及び運営基準を遵守する必要がある。

認可：目的に合致した基準を満たしていること

確認：給付対象施設・事業であること

参考：子ども・子育て支援法第 34 条（抜粋）

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあつては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。）を提供しなければならない。

## 2 基本的な考え方

別添 2 平成 27 年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施方針及び指導検査実施計画（案）のとおり、特定教育・保育施設の指導検査にあたっては、東京都と区が連携し、それぞれがそれぞれの権限を効果的かつ効率的に行使できる体制を整える必要がある。

平成 27 年度における保育所の指導検査にあたっては、東京都との合同実施を基本とすることとし、東京都福祉保健局が作成する保育所指導検査基準（平成 27 年 4 月 1 日適用）に、子ども・子育て支援法に基づく区の確認事項のうち、東京都が指導検査の根拠とする児童福祉法（都条例等含む）及びその他関係法令と重複のない事項を加えたものを当区における平成 27 年度保育所指導検査基準として制定する。

なお、評価事項及び評価は東京都の基準を横引きする。

## 3 子ども・子育て支援法に基づき区が確認する事項（案）

別表「子ども・子育て支援法に基づき区が確認する事項一覧」のとおり

当該一覧に記載のない事項は、現行のまま（東京都福祉保健局が作成する保育所指導検査基準（平成 27 年 4 月 1 日適用）のとおり）とする。

#### 4 関係法令等

- ・平成24年8月22日号外法律第65号「子ども・子育て支援法」
- ・平成26年6月13日号外政令第213号「子ども・子育て支援法施行令」
- ・平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」
- ・平成26年4月30日付内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」
- ・平成26年9月30日条例37号「世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例」
- ・平成27年3月31日内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」
- ・平成27年3月31日府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」
- ・平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ・平成12年3月30日児発第299号通知「保育所運営費の経理等について」  
一部改正予定あり

参考：東京都保育所指導検査基準（平成27年4月1日適用）

ホームページ掲載場所

東京都福祉保健局 福祉保健の基盤づくり 事業者の方へ 指導検査要綱・実施方針・指導検査基準・自己点検票 5 社会福祉法人・施設等指導検査基準（10）保育所指導検査基準（27年度）

平成27年度認可保育所講習会資料（抜粋）（平成27年7月3日実施）

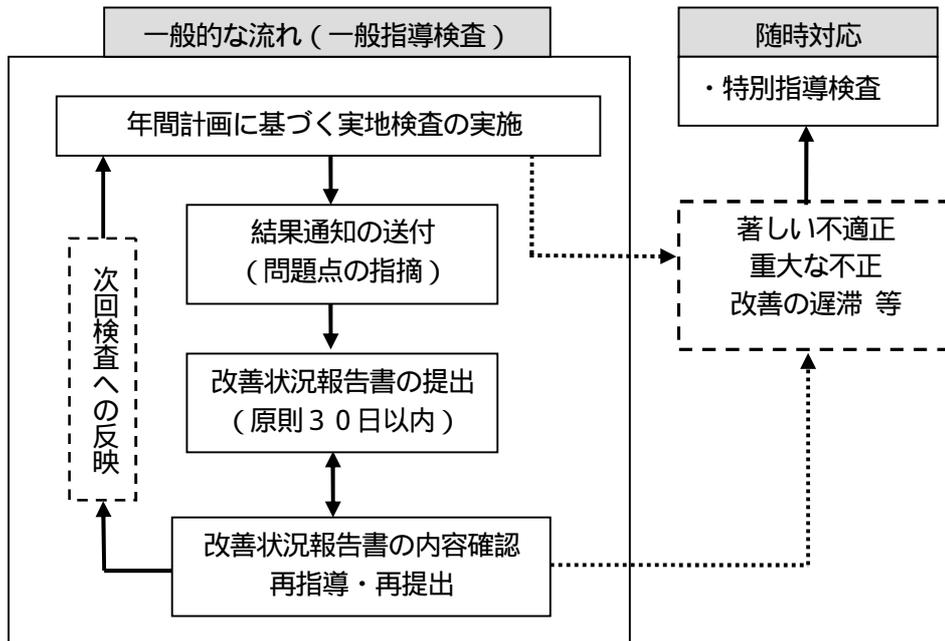
【参考】子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）



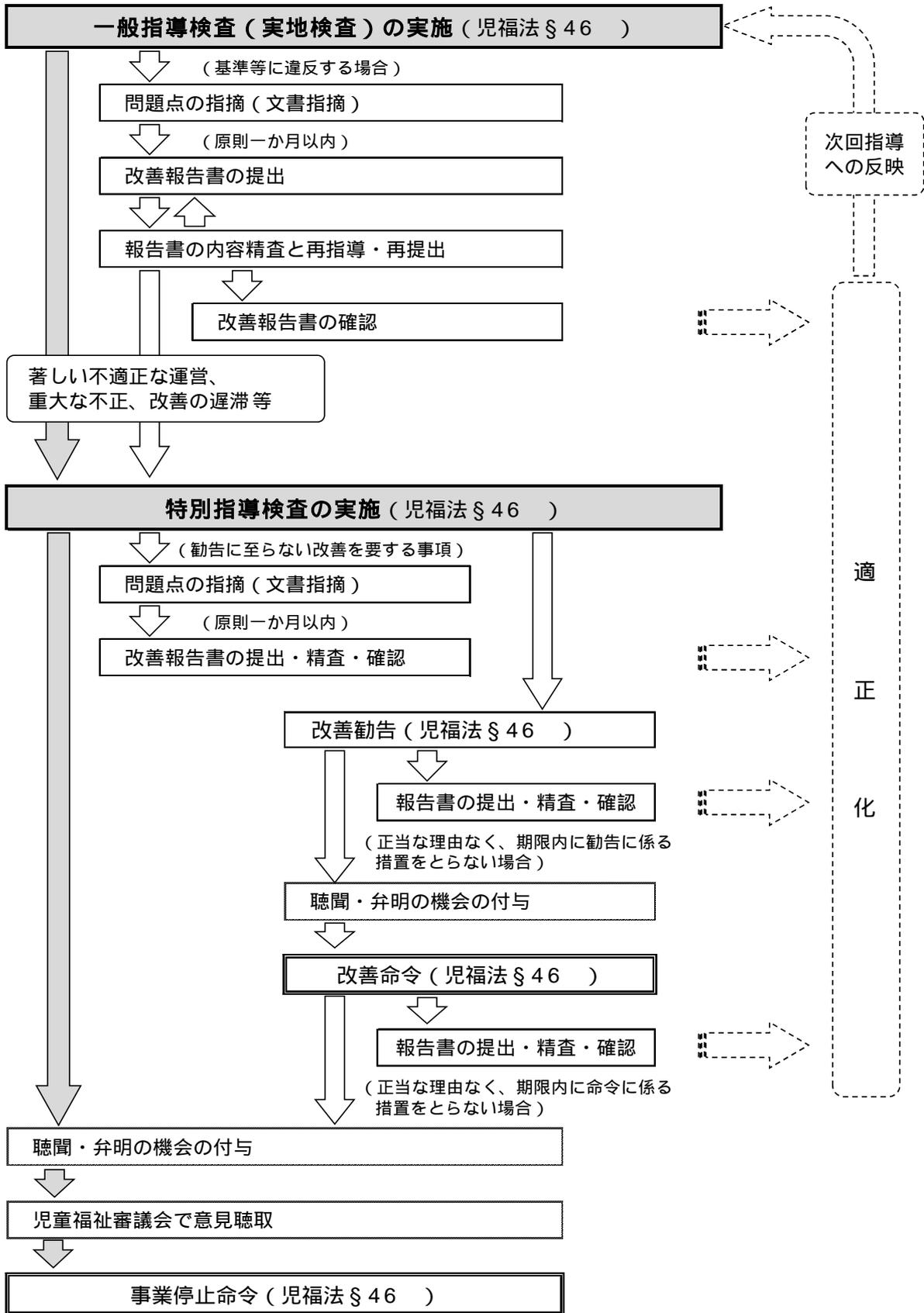
(3) 認可保育所に対する指導検査の流れ

認可保育所に対する都の指導検査の流れは、下記の通りです。

なお、指導検査にあたっては、福祉サービス第三者評価制度と連携して実施しています。



【参考】指導検査の流れ図



・ 明らかな不正・違反が認められる場合は、一般指導検査を経ずに特別指導検査から実施する場合があります。